

平成27年2月10日

地方法人課税について

総務省自治税務局
都道府県税課

法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等(案)

- 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

現行 1/4 → ㉓ 3/8 → ㉔ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

- 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 現行 0.48% → ㉓ 0.72% → ㉔ 0.96%

資本割 現行 0.2% → ㉓ 0.3% → ㉔ 0.4%

所得割 現行 7.2% → ㉓ 6.0% → ㉔ 4.8% (※)

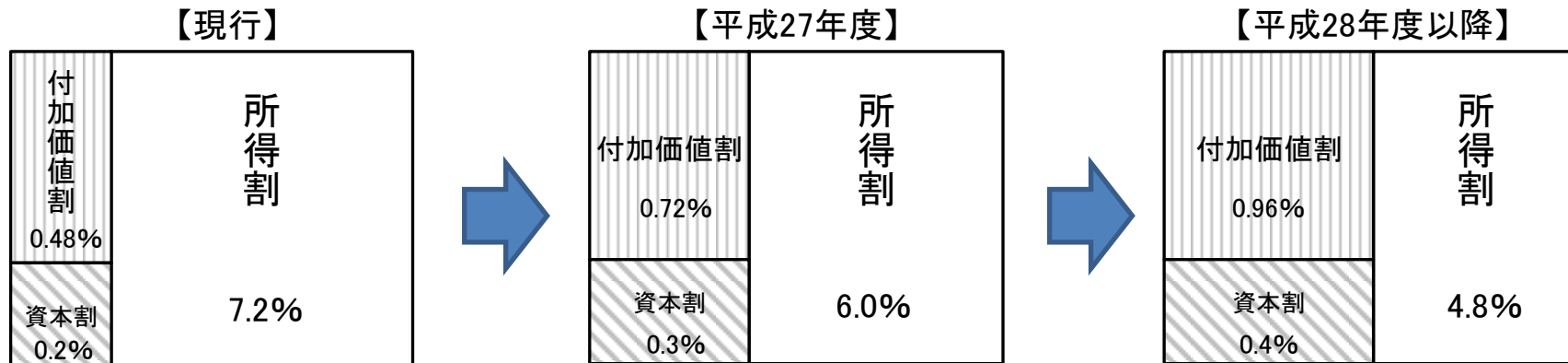
(参考:法人税率 現行 25.5% → ㉓ 以降 23.9%)

法人実効税率 34.62% → ㉓ 32.11% → ㉔ 31.33%
(▲2.51%) (▲3.29%)

(※)施行時期

㉓:平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

㉔:平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用

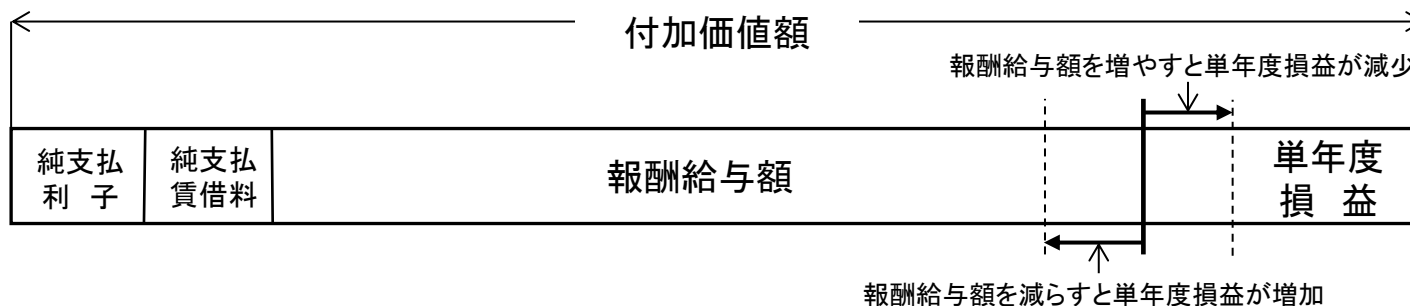


※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

法人事業税付加価値割の概要

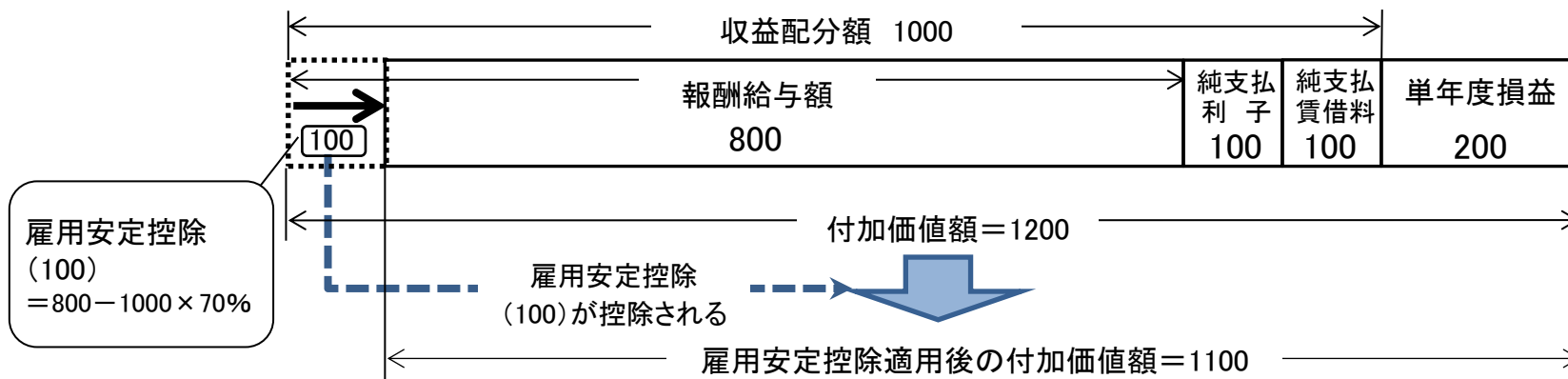
- 付加価値割の課税標準である「付加価値額」は、他の条件が同じであれば、報酬給与額が増加しても税額が増加しない仕組み。
- その上でさらに、雇用に配慮し、報酬給与額の比率が高い法人については、付加価値額から一定額を控除し負担を軽減。

◆ 報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより、付加価値額は変わらず、税額は一定



◆ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

※ 雇用安定控除額 = 「報酬給与額」-「収益配分額」× 70%



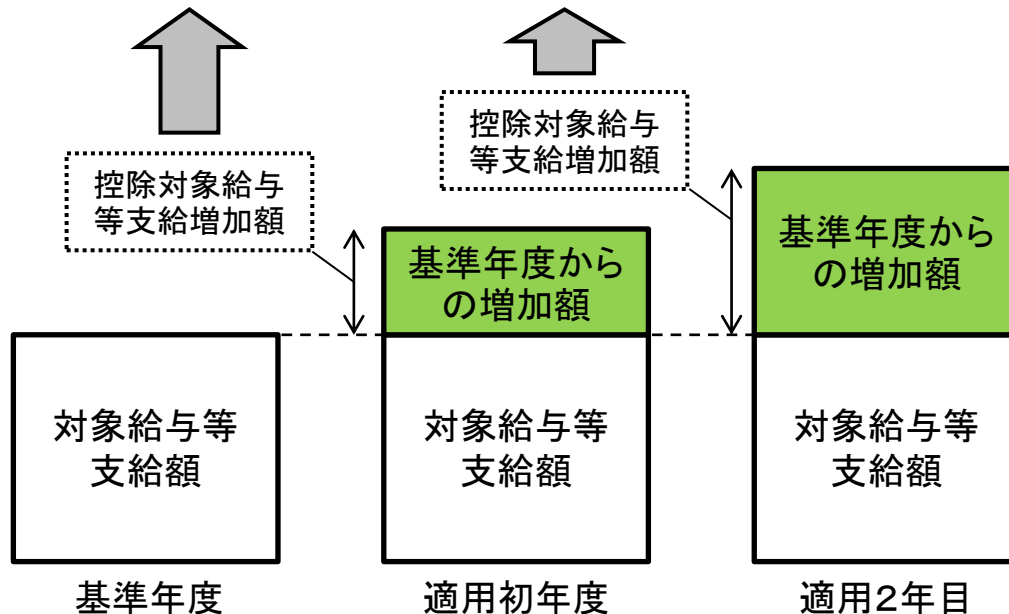
賃上げへの対応（案）

- 外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除。（赤字法人にも適用）

※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講ずる。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

[控除額] 法人税の控除対象給与等支給増加額 × 税率 × 雇用安定控除調整率



(基本的に平成24年度)

【要件】

- (1) 基準年度と比較して、
平成27年度: 3%以上
平成28年度: 4%以上
平成29年度: 5%以上
の給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

負担変動に対する配慮措置（案）

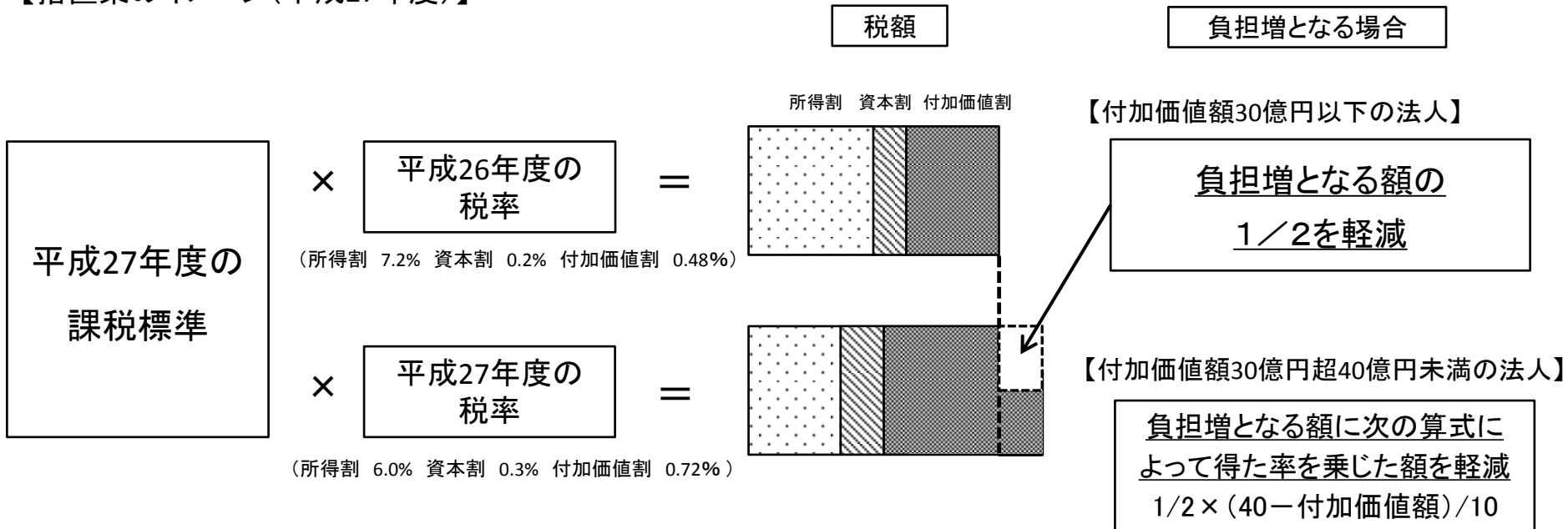
- 外形標準課税の拡大により負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置を講ずる。

付加価値額30億円以下の法人 → 負担増となる額の1/2を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人 → 負担増となる額に1/2から0の間の率を乗じた額を軽減

※ 平成28年度についても、当該年度の課税標準をもとに前年度と当該年度の税率で算出した額の差額について、同様の措置を実施

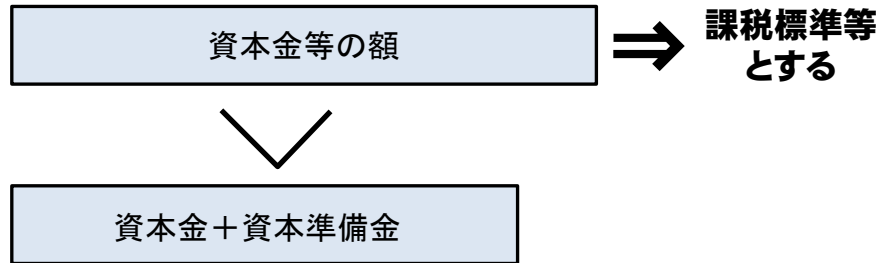
【措置案のイメージ(平成27年度)】



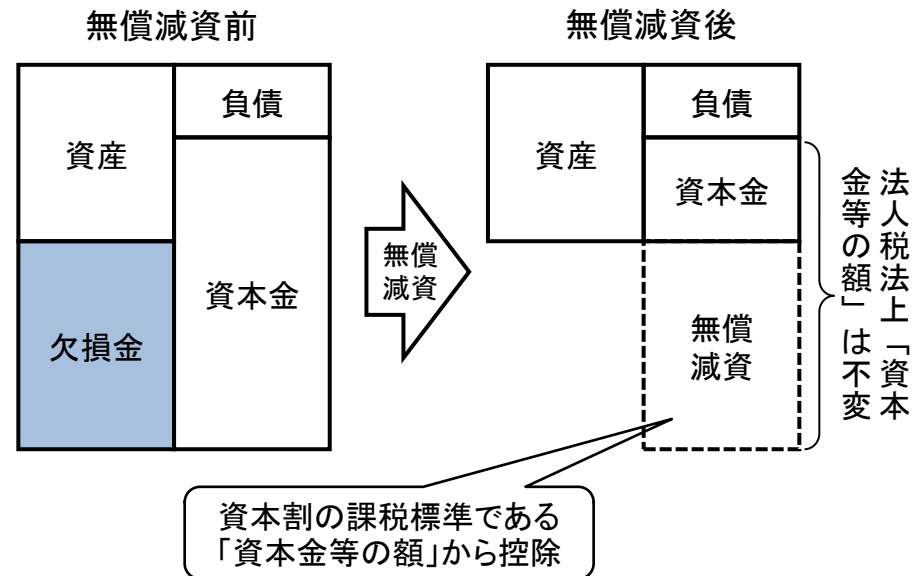
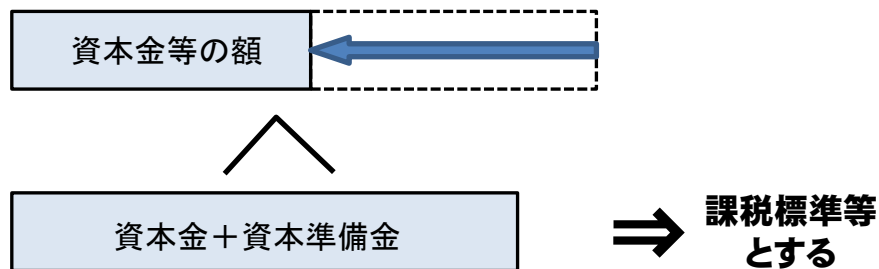
法人事業税資本割の課税標準の見直し等(案)

- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準(以下、「課税標準等」という。)を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
 - ① 法人税法上の「資本金等の額」
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額 (いずれも、法人税申告書別表5(1)に記載される額)
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕



〔自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合〕



⇒ 均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」からも控除。

平成27年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

平成26年12月30日
自由民主党
公明党

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

1 成長志向に重点を置いた法人税改革

(2) 改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改革を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進めることとし、以下のとおり取り組む。

① 第1段階として、平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行う。これらの改革に当たっては、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革を行う。また、賃上げへの配慮措置や地域で雇用を支える中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。（後段略）

② 第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

イ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(以下略)